

『源敬様御代御記録』について

——主な記事の紹介——

はじめに

一 「源敬様御代御記録」の書誌

二 主な記事の内容紹介

(一) 徳川義直と江戸幕府・將軍家との関係

(二) 諸大名との関係

(三) 朝廷との関係

(四) 尾張藩家臣との関係

(五) 在地の諸情勢

三 徳川義直の学問と思想

おわりに

はじめに

尾張藩初代藩主となった徳川義直は、徳川家康の九男として、慶長五年（一六〇〇）大坂城西丸で生まれた。母は、山城・石清水八幡宮の出身であ

『源敬様御代御記録』について

る御龜の方（のちの相応院）であり、松平忠吉の死後、尾張藩主として名古屋城を拠点とし、藩政の基礎を築いていった。

義直は藩祖ということもあり、江戸時代より「源敬公御別伝」（徳川林政史研究所蔵）・「敬公実録」（名古屋蓬左文庫蔵・徳川林政史研究所蔵）・「敬公御事蹟集録」（徳川林政史研究所蔵）をはじめとする多くの伝記が作成されてきた。そのなかで「源敬様御代御記録」（徳川林政史研究所蔵）は、豊富な記事をもち、客観的な記載方法で筆録された史料価値のある年代記である。本書は史料纂集（八木書店）として校訂・刊行中であり、慶長五年（寛永七年）までを収録した第一冊目（全四冊予定）が、二〇一五年七月に刊行された。

そこで今回、「源敬様御代御記録」のなかでの注目すべき記事をいくつか紹介し、これからの研究への足がかりとしていきたい。なお本書の記事を紹介するにあたり、原文では平出・関字などの礼節が多く示されているが、ここではすべて省略した。

川島孝一

一 「源敬様御代御記録」の書誌

「源敬様御代御記録」は、『国書総目録』増訂版に、

「源敬様御代御記録」三六冊、写 旧蓬左(原本)

とあり、「徳川林政史研究所所蔵 旧蓬左文庫所蔵史料目録」(下)⁽¹⁾によれば、

源敬様御代御記録 江戸写 縦 三六(架番号 一三八―四)

とある。

本書のタイトルにもなっている徳川義直を指す「源敬」については、次の記事がある。

【史料1】「源敬様御代御記録」慶安二年一〇月条。

一、此月、林道春与御相談之上、御神主御定被遊、

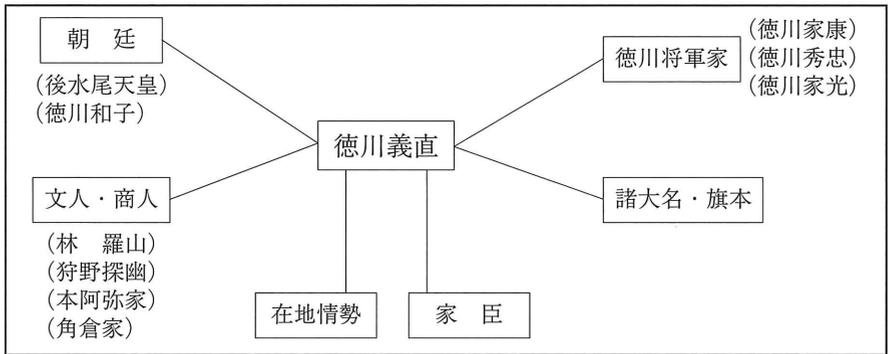
二品前亚相尾陽侯源敬

死去の前年、林羅山と協議して神主号として、自ら定めたというのである。この神主号というのは、以後の尾張藩主には継承されず、藩祖の義直のみである。

本書は、縦二三cm・横一六cmであり、紺表紙、袋綴の四つ目綴であり、その構成は表①のように、各冊によってその分量は異なる。本書がいつ、どのようにして成立していったのかは、奥書など一切なく判然としないが、記載方法・内容などから、尾張藩として組織的に編纂されたといったようである。徳川林政史研究所には、二代目藩主・徳川光友以降歴代藩主の「御記録」・「御日記」が、「公辺」と「御家」とに別けられて編纂され伝来している。⁽²⁾「御記録編集并校合方根居」⁽³⁾所収、水野清右衛門宛、(享和二年)

五月一六日付某書状に、

図 徳川義直交流関係図



以手紙致啓状候、慶長以来御記録調方之儀、兼而中進置候之通、御先代御好之振ニハ相調かたく、公義御日記等も寛永八年之頃ならてハ無之由ニ付、(中略)、然処此節寛永年中など調掛り候処、中々また公辺・御家帳分ケ候儀等ハ難相成儀ニ相見、(中略)、公辺・御家調分ケ候儀ハ、大体官府之留有之候頃ニ至り候而者、迎茂調かたく哉ニ相見候処、御城帳なども、慶安四卯年有之候得者、何れ瑞龍院様御代よりならて者、調出来致間敷哉、(以下略)、

「御記録」とは異なり、「公辺」と「御家」との記載方法の分離は図られていないというのである。加えて「源敬様御代御記録」には、義直の嫡子・光友の行動も並記して取り込まれている。光友の時代を扱った「瑞龍院様御代公辺御日記」・「瑞龍院様御代御家御日記」がともに義直の死後、光友

表① 『源敬様御代御記録』の構成

冊	収録年代	丁数	冊	収録年代	丁数	冊	収録年代	丁数
1	慶長5年～	97	13	寛永4年	66	25	寛永16年	118
2	慶長18年～	96	14	寛永5年	72	26	寛永17年	114
3	元和3年	19	15	寛永6年	94	27	寛永18年	100
4	元和4年	21	16	寛永7年	53	28	寛永19年	109
5	元和5年	34	17	寛永8年	109	29	寛永20年	124
6	元和6年	43	18	寛永9年	102	30	正保元年	167
7	元和7年	34	19	寛永10年	154	31	正保2年	143
8	元和8年	25	20	寛永11年	121	32	正保3年	109
9	元和9年	74	21	寛永12年	51	33	正保4年	187
10	寛永元年	57	22	寛永13年	92	34	慶安元年	164
11	寛永2年	66	23	寛永14年	106	35	慶安2年	213
12	寛永3年	72	24	寛永15年	115	36	慶安3年	94

が尾張藩の家督を相続した慶安四年から始まっているところよりみて、「源敬様御代御記録」との連続性を示しているものはなからうか。詳細なことは今後、さらに調査を加えていかねばならないが、いまの時点では、このように推測できるのではないだろうか。

さて本書の筆録は、筆跡・表記法などより、何人かの複数によるものである。表記方法は、全冊半丁につき九行書きであり、和

洋漢文と仮名文体を織り交ぜたものであり、同じような事項でも、表記方法が異なることがある。そして記載方法は、月日を基準とし、記事の無い場合は「記事無之」と記し、きわめて客観的・簡素であり、編者による評価・評伝などの記述は無い。徳川義直に対する顕彰記事についても、次のものしかない。

【史料2】「源敬様御代御記録」慶長一九年二月一〇日条。

將軍様藤堂和泉守陣所江被為成候付、宰相様・中將様御同道、

亦宰相様右陣所棲樓江御登、城中御覽之節、城内分鉄炮多放候付、

『源敬様御代御記録』について

和泉守御兜差上候処、御取揚御側ニ被為置候迄ニ而、御気色少茂不被為替候付、和泉守御勇氣奉感与云々、

右は慶長一九年大坂冬の陣に参陣した徳川義直は、敵城内より夥しく鉄炮が放たれているにも拘わらず、少しも気色も変えない勇気を、藤堂高虎は感嘆したというのである。

次に本書に記載されている記事を、いくつかの項目を設定し紹介していきたい。

二 主な記事の内容紹介

(一) 徳川義直と江戸幕府・將軍家との関係

義直は幼少期、徳川家康生存中は、駿府にあつて家康の保護下にあつた。元和二年(一六一六)家康の死去に伴い、尾張へ入国し本格的に藩政に取り組んでいく。

江戸城にある徳川秀忠・家光をはじめとする將軍家の人々、家康の側室・將軍家の女性らへの端午・重陽などでの贈答記事は、年中行事として頻出している。また秀忠や家光による尾張屋敷への御成の記事では、その接遇の様子や、贈答・太刀などの交換が記されており注目される。以下では、徳川義直と江戸幕府・將軍家との関係での記事をいくつか紹介していきたい。

次の史料は、家康より木曾山を拝領する事情を示している。

【史料3】「源敬様御代御記録」元和元年八月一〇日条。

大御所様名古屋御城江着御、御逗留有之、此節宰相様御途中迄御

出迎、

- 一、御逗留之内、御婚礼後日々御台所御費用之儀、大御所様原田右衛門江御尋有之、一日黄金杓枚程之旨御答申上候処、駿府・羽州秋田・信州木曾之三ヶ所者、運上一日黄金杓枚ツ、之由ニ而、木曾山被進之、且山村甚兵衛・同七郎右衛門・千村平右衛門、大御所様御前江被召出、木曾之地者、宰相様江被進候間、左様可相心得旨、乍然材木之儀者、公義御用ニ茂可相立旨被仰付之、甚兵衛・七郎右衛門、此節御附属被仰付、

【史料4】「源敬様御代御記録」元和七年一〇月条。

- 一、此月、三州吉田橋御修復ニ付、木曾山ニ而材木伐出候様公義ハ被仰出之、

木曾山は「御台所御費用」として義直へ付せられ、材木については公儀御用にも用立てるといふのである。そして三河・吉田橋の修復の用材として、尾張藩が調達している。

義直は何回か無断参勤しようとしているが、最も深刻であつたのが、次の記事である。

【史料5】「源敬様御代御記録」寛永一〇年一月一日条。

公方様御不例御大切之由相聞候付御發駕、東海道御下向、今晚藤川川止宿、

【史料6】「源敬様御代御記録」寛永一〇年一月条。

- 一、此月、御下向之儀、御伺無之事ニ付、御着座之上も、諸事御留守之体ニ而御忍被為在候処、公方様達上聞、酒井讃岐守を以、御伺も無之御下向之儀、御不審有之、依而御内慮之趣御答被遊候処、重而御尋等無之、

この寛永一〇年（一六三三）一月の義直東下について、『尾藩世紀』寛永一〇年一月条には、次のように記している。⁽⁴⁾

十一月、参勤として、東下せらる、

徳(徳川家伝)云、十一月、家光不予ノ説アリ、義直之ヲ聞キ、同十五日、急ニ駕ヲ馳セ、東下ス、十六日、小田原ニ至リ、家光疾愈ノ報ヲ聞キ、緩行して、同廿六日ノ夜、江戸邸ニ入、家光酒井讃岐守忠勝ヲシテ、問曰、詎ク命ヲ俟スシテ、東下スルヤ、対曰、將軍不予太々重シト聞ク、而今將軍儲嗣ナシ、若不諱ノ事アラハ、如何ナル變ヲ生スルモ計可カラス、東照公大勲勞ノ緒業、豈他人ニ属ス可ケンヤ、吾ハ同姓ニ長タリ、故ニ馳來テ、少ク国事ヲ監セントス、他意アルニ非ス、其言回互ナク、義屈セス、故ニ再ヒ詰問セス、
いまだ継嗣のなかつた將軍家光の不例を聞き、急ぎ下向したわけであるが、この行動についてはいろいろな意見があるが、ここでは將軍家の危機と捉えていたようだといいことにとどめておきたい。

次に、参勤に際して、幕府より合力米が支給されたという記事がある。
【史料7】「源敬様御代御記録」寛永五年六月一日条。

今度 御参府ニ付、公義より被進米式千俵、今日相渡、
尾張藩へ参勤として、幕府より米が配給された、というのである。この「米式千俵」という数字は、

【史料8】「源敬様御代御記録」寛永一二年二月一日条。

- 一、来年御下向ニ付、御供人数式千五百余程可被召連ニ付、紀州様御供人数積年寄中ハ加納数馬江問合申遣之、
とあるように、御供人数によるものであるのか。幕府よりの米の配給について、朝尾直弘氏は、

合力米は「公儀」に軍役奉仕したばあいに与えられるのが普通であるが、幕府は参勤に対して、三家の尾張徳川氏をはじめ、前田・毛利・細川・蜂須賀・山内・生駒・藤堂・黒田などの外様大名にも支給している。(中略)そもそも、天領は「公儀」の領地であって、徳川氏の私領ではない。大名領主の階級的共同利害により運用されるべきものであった。だからこそ、天領を預った大名は「公儀」のため、「天下」のための支出を差引いて幕府に納入した。家光が二条・大坂・駿府派遣の大番衆だけでなく、参勤の外様大名にまで合力米を支給し、しばしば多額の下賜品を与えたのは、「公儀」直轄領がけつして私のものでなく、「天下」(＝領主階級全体)のものであったからである。⁵⁾と、幕府による合力米支給の意味を説明している。

(二) 諸大名との関係

徳川義直と諸大名との交流を示す書状の存在は余り知られてはおらず、発掘・収集はこれからの課題である。本書のなかでは、盛んに土井利勝をはじめとした大名屋敷へ御成し、刀・脇差などの下賜が記されている。また大名の領地替を祝う贈答などの記事が散見される。諸大名との交流関係を窺う一例として、本書のなかから諸大名の卒去記事を抜き出し、併せて香典の額をまとめたのが表②である。当時の義直の交流の一端を示すものであり、かつ本書の編纂者が、どのような視点をもって記載していったのかをも瞥見することができよう。

表② 『源敬様御代御記録』にみえる卒去記事

年月日	死去者	続柄	香典の額	年月日	死去者	続柄	香典の額
元和 9・6・12	松平忠昌室	浅野幸長女		寛永20・4・28	松平忠明姉		白銀 30枚
元和 9・10・11	本多康紀		白銀100枚	寛永20・4・29	大久保忠職母	奥平信昌女	
寛永元・3・日	松平定勝		白銀200枚	寛永20・9・29	春日局		白銀 30枚
寛永元・6・6	松平忠良		白銀100枚	寛永20・10・9	南光坊天海		白銀 20枚
寛永 2・6・27	奥平信昌室	徳川家康女	白銀200枚	寛永20・11・3	太田資宗室	板倉重宗女	銀 50枚
寛永 5・9・20	稲葉正成		白銀 50枚	寛永20・11・22	上乘院		白銀 10枚
寛永 7・3・14	京極忠高室	徳川秀忠女		正保元・4・11	松平忠明	徳川家康養子	白銀 20枚
寛永 8・9・2	本多忠政		白銀100枚	正保元・7・17	土井利勝		白銀30枚返上
寛永 8・9・18	加藤嘉明			正保 2・4・16	前田光高	室は家光養女	白銀 50枚
寛永 8・10・16	矢崎利光母		白銀 20枚	正保 2・8・2	松平忠昌	結城秀康子	
寛永 9・9・3	浅野長重		白銀100枚	正保 2・11・7	森川氏信		白銀 30枚
寛永 9・9・13	浅野長晟		白銀300枚	正保 3・4・7	柳生宗矩		白銀 20枚
寛永 9・11・日	岡部長盛		白銀 50枚	正保 4・5・晦	池田輝興	母は家康女	
寛永10・2・11	本光国師崇伝		白銀 50枚	正保 4・8・23	榊原照久		白銀 20枚
寛永10・2・25	市場御方	徳川家康妹	白銀 50枚	正保 4・9・2	政所様		銀 20枚
寛永10・9・6	京極高次室	浅井長政女	白銀100枚	慶安元・6・27	松平正綱		白銀 30枚
寛永11・正・27	稲葉正勝		銀 100枚	慶安元・9・7	伊勢慶光院		銀 20枚
寛永11・6・4	土井勝次	土井利勝男	白銀 50枚	慶安 2・正・15	権大納言局		銀 20枚
寛永12・5・26	安藤直次		白銀 50枚	慶安 2・2・朔	丸鬼久隆		
寛永13・10・日	安藤直治		白銀 30枚	慶安 2・2・10	山口但馬守		
寛永14・正・25	一位局	徳川家康側室	白銀 30枚	慶安 2・3・4	小笠原貞信室	小笠原政信女	
寛永14・3・18	良雲院	徳川家康側室	白銀 30枚	慶安 2・3・4	井上政次室	井上正友女	
寛永15・11・27	本多政綱		白銀100枚	慶安 2・3・4	本多内膳内室		
寛永17・9・3	お振の方	千代姫実母	白銀 50枚	慶安 2・3・20	内藤信広		
寛永18・3・25	酒井忠勝室	松平親能女	白銀 50枚	慶安 2・3・20	水野勘四郎		
寛永19・8・28	英勝院	徳川家康側室	40枚 返戻	慶安 2・4・10	金森重勝		
寛永19・11・5	秋元泰朝女		白銀 50枚				

(三) 朝廷との関係

徳川將軍家は、二代將軍秀忠の娘・和子が後水尾天皇の中宮となり、天皇家との姻戚關係を築いていった。義直と和子の關係は「叔父・姪」にあたり、後水尾天皇への進獻とともに、和子への盛んな贈答記事がみられる。

【史料9】「源敬様御代御記録」元和七年三月五日条。

女御江枝柿御進上之、

【史料10】「源敬様御代御記録」寛永二年五月一八日条。

中宮江枝柿式百御進上之、

【史料11】「源敬様御代御記録」寛永七年一月二日条。

国母様江御鷹之鶴御差上之、

【史料12】「源敬様御代御記録」寛永二〇年一〇月二七日条。

御即位ニ付、今日竹腰山城守を以、禁裏江御太刀・馬代銀三拾枚、仙

洞・新院江御太刀・馬代銀式拾枚充、女院江銀式拾枚御進獻有之、

後光明天皇即位に際して、新天皇をはじめ後水尾上皇・明正上皇・東福門院和子へ、太刀をはじめとした贈答品があつたというのである。

また本書には、九条幸家・近衛信尋をはじめとした公家衆との交流記事も散見される。

(四) 尾張藩家臣との関係

徳川義直の家臣団は、幼少の駿府在城期に「初属八人」⁽⁶⁾と称する平岩親吉家従の子弟をはじめとする従者が付属していたが、元和二年の尾張入国

以降、本格的に家臣団の編成に取り組まなければならなかった。初期家臣団の出身はきわめて多様であり、尾張藩家臣の系譜集である『士林沂泗』は家臣の出身を、幕下御附属衆・御附属列衆・初後御部屋附衆・弓削衆・御朱印衆・駿河詰衆・甚太郎衆・忍新参衆・尾張衆・清洲新参衆・外戚衆・勝臣衆・駿河新参衆・元和新参衆・瑞公御部屋新参衆・慶安以後新参衆の十六に分類している。⁽⁷⁾これら多様な出身を持つ家臣をどのように集団として機能的に編成していくのかは、興味深い課題でもある。⁽⁸⁾

ところで、次の記事はその家臣たちの実情を示すものである。

【史料13】「源敬様御代御記録」元和八年二月条。

一、此月、御小姓河野孫市、高木図書及喧嘩、凶書を討果、孫市立退、凶書弟善兵衛為復讎、是又立退、

河野孫市と高木図書とが喧嘩になり、孫市は凶書を討ち立ち去り、凶書の弟も「復讎」のため立ち去つたというのである。これが当時の現実のありようであり、それは自力救済の世界であつた。義直は、このような自力救済を否定し、家臣を秩序付けていかねばならなかつた。したがつて次に示されているように厳罰的になざるを得なくなつてくる。

【史料14】「源敬様御代御記録」寛永一五年八月一日条。

一、中村市左衛門、舍人半之丞御城番所おゐて口論之上及刃傷候付、相番之者引分、兩人共頭江御預、即日切腹被仰付之、

本書には、豊富な家臣の役替記事・相続記事をも含まれており、尾張藩としての役職の整備過程を考えていくうえで、貴重な材料を提供している。

(五) 在地の諸情勢

本書は、徳川義直を中心とした武士階層の動向の記載が中心であるが、記事の端々に、当時の尾張を中心とした地域の在地の様子がみえており、戦国末から江戸初期にかけての現実の社会のありかたを窺い知ることができさる。

例えば、当時の村人のありようについて、次のような記事がある。

【史料15】「源敬様御代御記録」元和七年七月条。

一、此月、安藤四郎兵衛・筒井三郎兵衛・浅羽半平・村上分左衛門・榊原伝五郎・市野太郎右衛門・岡田伝十郎・栗生兵四郎、愛知郡中野村江為殺生相越、田畑荒候付、郷中百姓徒党・打擲いたし候処、御僉議之上、右之輩改易被仰付、頭取之百姓斬罪被仰付之、

【史料16】「源敬様御代御記録」元和八年二月二十八日条。

一、去年改易被仰付候安藤四郎兵衛初八人之輩一類共申合、夜中中野村江押込、男女六十余人切殺、

【史料17】「源敬様御代御記録」元和九年条。

一、此年、旧臘中野村江押込百姓共切殺候安藤四郎兵衛始八人之輩、親類江御懸り御僉義有之候処、二人ハ行衛不相知、六人罷出候付、切腹被仰付、父兄荷担之者共ハ、夫々改易被仰付之、

安藤四郎兵衛らの村落への侵入、乱暴・狼藉に対し、村人も自衛のため対抗していた様子が判る。これが当時の現実であっただろう。

【史料18】「源敬様御代御記録」元和元年条。

一、此年、星野長右衛門知行所百姓、旧冬長右衛門出陣之跡、年貢不

【源敬様御代御記録】について

相納候付、磔被仰付、

大坂の陣に給人星野長右衛門が出陣し留守だから、それをよいことに百姓は年貢を納入しなかつたというのである。ここに百姓のしたたかな姿を垣間見ることができさる。

次の史料は寛永飢饉に際してものである。

【史料19】「源敬様御代御記録」寛永一九年七月二十六日条。

諸国人民草臥候付、飢饉之覚語可致旨、并本田畑ニ多葉粉作間敷旨、且田畑不荒様ニ可耕作旨等、御領分寺社・町人・百姓等江堅申付候様公義分御触之趣相守、急度可申付旨被仰付之、

【史料20】「源敬様御代御記録」寛永二〇年条。

一、此年、在々百姓共困窮および、耕作難儀ニ付、御蔵入村々江高百石ニ付、米三石充、濃州村々江ハ高百石ニ付、五石ツ、御借米有之、給知村々之分ハ、給人分撫育いたし候様御国奉行より相触之、飢饉に際しての、尾張藩としての撫民政策の一端が示されている。

【史料21】「源敬様御代御記録」正保三年五月一三日条。

盜賊甚之助夜盜ニ入、切殺され候付、死骸獄門、

ここに「死骸獄門」という語句が記されているが、これは文字通り死骸を獄門にかけることである。死骸に対して刑を行なうことによつて、重罪犯の「死骸のもつ絶対的な意志」・「死骸の靈力」を封じ込めようとしたものである。ここには当時の刑罰に対する觀念が示されている。

三 徳川義直の学問と思想

好学の大名として知られた徳川義直には、『神祇宝典』や『類聚日本紀』

をはじめとするいくつかの著作があるが、本書には「義直の個人的」と編者が判断した私的な事柄についての記載はない。したがって義直がどのような読書活動をしたのか、執筆活動をしたのか、その具体的な様相は記されていない。しかし淡泊な記事の端々に義直の趣向を窺い知ることができるのである。しばしば徳川義直は、「神を敬ひ、儒を尊び、神仏混交の非を論じ、神儒合一を主張¹⁰」したと説かれている。幼少期、駿府の徳川家康のもとで過ごした義直は、家康と交流を持っていた林羅山や金地院崇伝らからの薫陶を受けていたことは想像に難くない。戦国から近世初頭にかけて、現実の社会のありようを目の当たりにして、林羅山や崇伝からの教えは、義直の思想形成に大きな影響を与えたことはまちがいないであろう。以下には本書からみられる儒教・神道に対する義直の姿勢を具体的な記事からみてゆきたい。

儒学については、次の記事がある。

【史料22】「源敬様御代御記録」寛永六年二月六日条。

- 一、林道春名古屋江相越登城、御逢有之、聖像拝礼、畢而御饗応・音楽被仰付、御手自箏御弾被遊、道春退散後旅宿江御使を以銀子被遣之、

【史料23】「源敬様御代御記録」寛永九年七月二四日条。

- 一、聖像五体被仰付、此日出来、

【史料24】「源敬様御代御記録」寛永九年八月二日条。

- 林道春上野下屋敷ニ御取建之聖堂御作事出来、孔子并顔・曾・思・孟像御安置、御染筆先聖殿三字之扁額御納有之、

儒者聖像への拝礼、林羅山の聖堂への扁額納入など、林羅山との親密な関係、儒教への思い入れが知られる。また

【史料25】「源敬様御代御記録」寛永一三年四月一〇日条。

- 一、今日足利学校江御立寄、聖像御拝被遊、関子奪之像、北条早雲裏書河内公子路与有之、相違ニ付、延喜式ニ拠御改有之、

日光社参の途次、下野の足利学校へ立ち寄り、北条早雲が記した聖像の裏書きを訂正したというのであり、儒教のみならず儒者についても深い知識があつたようである。

次に義直の神祇思想についてみてゆきたい。義直には、遺言・教訓の類がいくつか残されているが、そのなかの「初学文宗」という教訓書のなかには神祇思想の一端が示されている。

- 神は敬め遠ざくるを本とするぞ、神に私の利を申すは大なる過ちなり、神に祈る事は、父母・君長・国民の義を祈るぞ、私の事をかたく祈ることなかれ、

神へ私の利益を祈願してはいけない、というのであり、「父母・君長・国民」の安寧を祈るのだという。これは次の記事に通じる。

【史料26】「源敬様御代御記録」寛永六年一月一六日条

- 一、三九天王社再御造営、兵主社・八王子社新規御取立、遷宮之式、御自身被遊、御城内之守護神として国家安全之御祈禱執行可仕旨被仰出之、

名古屋城三の丸天王社の再興と兵主社・八王子社の新規造営に際して、そこでの「国家安全之御祈禱」を命じているのである。

さらに出雲国・日御碕神社へ「出雲国風土記」を奉納している。

【史料27】「源敬様御代御記録」寛永一一年七月条。

- 一、此月、出雲国日御碕社江風土記壱冊御奉納有之、日本風土記之内纒出雲国壱冊有之、御奉納ニ付、再風土記写伝与云々、

これが現在の日御碕神社本「出雲国風土記」であり、「慶長二年冬十月望前三日」の日付を持つ細川家本「出雲国風土記」⁽¹²⁾について二番目に古い写本である。

周知のように奈良時代の元明天皇の和銅六年(七一三)に風土記の撰進命令が出され、諸国で風土記が作成されたはずであるが、今日にまで伝来するのはわずかに五カ国のものしかない。その多くが断簡であり、今日ほぼ完本として我々が見ることできるのは「出雲国風土記」のみである。日御碕神社本「出雲国風土記」の奥書には次のように記されている。

日本風土記六十六卷今纔存出雲国一冊而已、是神国之徴兆也、依為当国之靈物奉寄進日御碕社者也、

寛永十一年秋七月日

従二位行権大納言

源朝臣義直(花押)⁽¹³⁾

このなかで「神国」との語句が記されており、義直の神国思想をみるることができる。

古典籍への注視として、次の記事がある。

【史料28】「源敬様御代御記録」寛永八年八月八日条。

大御所様御不例ニ付、大磯駅迄御下向被遊候得共、御機嫌不及御伺候間、早速御帰国被遊候様御老中々奉書を以申上候付、為御礼阿部河内守御差下、今日御本丸江御使相勤之、

御帰国ニ付、此節熱海江御廻、伊豆権現江御参詣、縁起御覽之処、相違有之候付、御訂之上御写六卷、追而御寄附有之、

この記事は、大御所秀忠の不例を聞き、大磯まで下向したが、御機嫌伺いには及ばざる老中奉書を受け取り帰国した、というものである。その際

『源敬様御代御記録』について

に熱海の伊豆権現へ立ち寄り縁起の誤りを正し、写しを作成して寄贈したという。現在、伊豆山神社にはその現物は伝来してはいないが、「伊豆山略縁起」の奥に、

古縁起六軸

(中略)

以上六軸嘗覽経

東照宮上覽歴世

大君殿下所賜 御朱印之文中所謂四至勝示、如縁起乃是也、其経歴

之久殆千年矣、蠹魚跋扈卷紙毀損、寛永中、尾張大納言義直卿深歎

之、更親写全部六軸、併以納之神庫、因永宝之、⁽¹⁴⁾

伊豆山神社の縁起の誤りを正し、破損を修理し、神庫へ収めたというのである。諸社への関心、それが『神祇宝典』へ結実していくのである。

おわりに

徳川義直は慶安三年(一六五〇)に、尾張藩江戸屋敷で五一歳の生涯を閉じた。

【史料29】「源敬様御代御記録」慶安三年五月七日条。

一、御養生不被為叶、今辰刻於新御屋敷御逝去、

(中略)

一、御法会儀、無用可仕旨御遺言ニ候得共、相応寺ニ而万部読経可被仰付旨、宰相様被仰出之、

義直は死に臨み、仏教にもとづく法会は無用と遺言するが、嫡子光友は、仏教による葬礼を齎行してゆく。義直の遺骸は定光寺に埋葬され、儒

教的廟で祀られている。

本書は、義直の四十九日法会までの記事を含んでいるが、今回ここで紹介した記事はまことに微々たるものでしかない。この僅かな記事以外にも、興味深い記載が随所に見られる。それは本書が、単なる殿様の身の回りだけの記録のみならず、その周辺や在地の諸情勢にまで筆録が及んでいることにある。記載方法が冗長でないことが、より客観的に記載しようとした編者の姿勢がみられよう。本書への理解を深めていくためには、更なる史料批判や、本書周辺の事情などの精査が求められる。本稿はまだその途中段階のものであることを御理解いただき、今後も精査を続けていきたいと思う。

註

- (1) 『徳川林政史研究所研究紀要』第三六号。
 (2) 『徳川林政史研究所蔵 旧蓬左文庫所蔵目録』(下)(徳川林政史研究所研究紀要』第三六号)によれば、「瑞龍院様御代公辺御日記」・「瑞龍院様御代御家御日記」をはじめとして、「円覚院様御代公辺御記録」・「円覚院様御代御記録」以下が伝来している。
 (3) 徳川林政史研究所蔵。この史料は寛政二年(一七四九)に「源敬様已来御記録編集御用并此度御右筆江被仰付候御統帳改正御用」を受けて、尾張藩邸と江戸

尾張藩邸との往復書簡を編集したものである。

- (4) 『尾藩世紀』上(名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編』第二卷、一九八七年)。
 (5) 同氏「將軍政治の権力構造」(岩波講座『日本歴史』近世2、一九七五年、所収)。
 (6) 「源敬様御代御記録」慶長六年条。
 (7) 秦知之氏「初期尾張藩の家臣と給知」(林董一氏編『新編 尾張藩家臣団の研究』、国書刊行会、一九八九年、所収)。
 (8) 家臣団編成過程については、跡部佳子氏「徳川義直家臣団形成についての考察」(一)〜(七)『金鯢叢書』創刊号・第二一三・四・五・七輯、一九七四〜八二)を参照。
 (9) 勝俣鎮夫氏「死骸敵対」(網野善彦氏他『中世の罪と罰』、東京大学出版会、一九八三年、所収)。
 (10) 太田正弘氏『定光寺誌』(応夢山定光寺発行、一九八五年)。
 (11) 名古屋市教育局委員編『名古屋叢書』第一卷・文教編、一九六〇年、所収。
 (12) 沖森卓也氏他編『出雲国風土記』(山川出版社、二〇〇五年)。
 (13) 田中卓氏『出雲国風土記の研究』(田中卓著作集8、国書刊行会、一九八八年)。
 (14) 「伊豆山縁起」(神道大系編纂会編『神道大系』神社編二一 三鳥・箱根・伊豆山、一九九〇年、所収)。